

石川県公報

平成24年8月7日
第12516号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1	政府調達に関する協定に係る入札公告 (管財課)	3
漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課)	1	大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	4
一般国道の区域の変更 (道路整備課)	2	大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	6
県道の区域の変更 (同)	2		
港湾管理者の長が管理を行う海岸保全区域として知事と港湾管理者の長とが協議して定める区域 (港湾課)	2	正 誤	
		平成24.7.31第12514号中	6

告 示

石川県告示第375号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成24年8月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	奴隷弁護士 乱れたエロスジ	新 日 本 映 像
"	主婦(マル秘)不倫 後ろから出して	オ - ピ - 映 画
"	巨乳露出 たわわ搾り	"
"	新婚妻の性欲 求める白い肌	"
"	トガニ 幼き瞳の告発 (原題) SILENCED	CJ Entertainment Japan

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成24年8月7日

石川県告示第376号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成24年8月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

宝立加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

珠洲市宝立町鶴島八字90番地5 大門 庄二
珠洲市宝立町24字27番地 門前 久夫

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区（宝立町春日野、宝立町鶴飼、宝立町南黒丸、宝立町鶴島及び宝立町宗玄の区域に限る。）

(3) 区分

総トン数10トン未満の漁船を使用して主として底びき網を営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成24年7月8日

石川県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年8月7日から同月21日まで縦覧に供する。

平成24年8月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
304号	金沢市清水谷町二2番1地先から 金沢市清水谷町二35番1地先まで	旧	20.40～39.40 46.5	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	17.30～24.80 46.5	

石川県告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年8月7日から同月21日まで縦覧に供する。

平成24年8月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
与呂見 藤波線	下記区間を道路区域から除外する。			奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	鳳珠郡能登町字鶴町ホ9番2地先から 鳳珠郡能登町字鶴町二字15番甲地先まで		5.25～8.25 470.0	

石川県告示第379号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項の規定により港湾管理者の長が管理を行う海岸保全区域として知事と港湾管理者の長とが協議して定める区域は、次のとおりとする。

なお、関係図書は、石川県土木部港湾課及び石川県金沢港湾事務所において閲覧に供する。

平成24年8月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

海岸保全区域の指定（昭和47年石川県告示第740号）により指定した次に掲げる海岸保全区域のうち、金沢港港湾区域の変更公告（平成24年7月10日石川県公報登載）1に記載する変更後の金沢港港湾区域と重複する区域を除いた区域

海岸名	区分	海岸保全区域
宇ノ気内灘海岸	位置	河北郡内灘町千鳥台5丁目80番1から金沢市粟崎町4丁目199番7までの地内及び地先（延長 910.7メートル）
	区域	陸域側境界と水域側境界とに挟まれた区域総幅135メートルから146メートルまで
	基点	基点1 河北郡内灘町千鳥台5丁目80番1地先の37号標杭

	基点2 河北郡内灘町千鳥台5丁目80番2地先の33号標杭
	基点3 河北郡内灘町千鳥台4丁目153番3地先の34号標杭
	基点4 河北郡内灘町千鳥台4丁目153番1地先の35号標杭
	基点5 金沢市粟崎町4丁目199番7地先の36号標杭
陸域側境界	基点1から基点5までの標杭5本を順次結ぶ線
水域側境界	基点1から基点5までの各点から水際線へほぼ直角に水域の方向へそれぞれ146メートル、142メートル、137メートル、135メートル、135メートルの距離にある点サ、コ、エ、テ及びアを結ぶ線

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成24年8月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量
気象観測装置 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成24年12月20日
- (4) 納入場所
別途指定する場所
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成24年石川県告示第172号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成24年9月3日(月)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076 - 225 - 1262

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成24年9月18日(火)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

平成24年9月18日(火)午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased

Meteorological Observation System 1 set

- (2) Delivery date

By 20 December 2012

- (3) Delivery place

To be specified later

- (4) Time limit of tender

11:00 a.m. 18 September 2012

- (5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920 - 8580 Japan TEL (076) 225 - 1262

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため

め配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成24年8月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カーマホームセンター加賀店、マルエー加茂店
加賀市加茂町115番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行
愛知県刈谷市日高町三丁目411番地

株式会社マルエー 代表取締役 山本 隆
白山市鶴来本町一丁目ワ111番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行
愛知県刈谷市日高町三丁目411番地

株式会社マルエー 代表取締役 山本 隆
白山市鶴来本町一丁目ワ111番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年3月31日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,050平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

182台

(2) 駐輪場の収容台数

56台

(3) 荷さばき施設の面積

408平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

107立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

カーマ : 午前6時30分から午後9時30分まで

マルエー : 午前8時から午後9時30分まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時から午後9時45分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後7時まで

7 届出年月日

平成24年7月30日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び加賀市地域振興部商工振興課

9 届出等の縦覧期間

平成24年8月7日から同年12月7日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成24年12月7日
 金沢市鞍月1丁目1番地
 石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成24年8月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルペン小松沖町店
 小松市沖周辺土地区画整理地5街区

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐輪場の位置および収容台数、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更

公告日 平成24年3月30日

3 市町村の意見の概要

市町村名 小松市
 意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年8月7日から同年9月7日まで

正	誤
---	---

平成24年7月31日発行の石川県公報第12514号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
3	土地改良区の役員退任公告	金沢市西泉3丁目13番2号	金沢市増泉3丁目13番2号
		高尾謹史	高尾謹史
3	土地改良区の役員就任公告	金沢市西泉3丁目13番2号	金沢市増泉3丁目13番2号
		高尾謹史	高尾謹史